

災害時医療救護サポーターの登録事業Q & A

令和 7 年 3 月作成
松阪市健康づくり課

Q 1. 医療救護所での執務はボランティア（無償）ですか？

A 1. 医療事務職員以外の医療職（医師、看護師等）の支給額は三重県が定めており、三重県災害救助法施行細則第 10 条の規定により、日当の支給があります。

※日当の支給額は三重県人事委員会が毎年報告する三重県職員（医療職）の平均給与月額を 20 日で除した額が目安となります。（令和 6 年 4 月 1 日時点の考え方）

医療事務職員は賃金職員雇上費として計上され、地域における通常の実費相当分が支給されます。

Q 2. 登録すると、必ず発災時に活動しなければならないのですか？

A 2. 登録したからといって必ずしも活動を強制するものではありません。市町から依頼があった際は、その時のご自身やご家族等の被災状況によりご判断ください。

Q 3. 途中で登録を抹消することはできますか？

A 3. 登録辞退の申出があった際は、登録の抹消が可能です。

Q 4. 災害時医療救護サポーターとして活動中に負傷したり、病気にかかったりした場合の補償は？

A 4. 医療事務職員以外の医療職については、（医師、看護師等）災害救助法第 12 条の規定により、救助に関する業務に従事し、又は協力する方が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合においては、災害救助法施行令に定める扶助金（療養扶助金、休業扶助金、障害扶助金、遺族扶助金、葬祭扶助金及び打切扶助金）を受けることができます。

災害救助法施行令では、第 7 条に扶助金の種類、第 8 条には扶助金の支給基礎額、第 9 条から第 15 条にかけて、各扶助金の具体的な支給の範囲や基準額が記載されています。

医療事務職員については、災害救助法による扶助金が受けられないため、別途、保険等により安心して勤務していただけるよう対応します。

Q 5. 登録後の研修会や訓練の予定は？

A 5. 救援活動に関する知識の向上のため、登録先自治体より必要な情報の提供や研修会や訓練等の参加依頼をすることがあります。

Q 6. 執務する時間はどのくらいですか？

A 6. 登録先自治体が必要とする業務内容にもよりますが、最大で 1 日につき 7 時間 4 5 分を想定しています。

Q 7. 現在勤務中の医療機関を退職した場合、サポーター登録も抹消されますか？

A 7. 引き続き医療救護活動にご協力いただける場合は、登録を継続いただきますようお願いいたします。勤務先の医療機関のご登録（任意）をいただいている場合は更新をしていただきますようお願いいたします。